

# 全国がん登録 概要と安全管理

2025年度版  
栃木県がん登録室

# がん登録には

---

- ・ 全国がん登録：地域単位（県・国）
- ・ 院内がん登録：施設単位（医療機関）
- ・ 臓器がん登録

# 主ながん登録

	全国がん登録 (県・国)	院内がん登録 (医療機関)
目的	地域のがんの実態把握	施設のがんの診療評価
単位	地域：国・県・医療圏	医療施設
登録対象	全がん罹患症例	当該施設の全がん症例
対象施設	すべての病院と指定された診療所 →都道府県がん登録室へ届け出	<b>がん診療連携拠点病院他</b> →国立がん研究センター院内がん登録症例集計 に提出*
収集項目	26項目（基本情報、診断・初回治療、生死情報）	院内がん登録標準登録様式2016年版による 標準登録項目 （全国がん登録より項目が多く詳細）
マニュアル	全国がん登録マニュアル 2025 <b>※2025年4月改訂</b>	院内がん登録標準登録様式 2016年版
ホームページ	<a href="https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/pdf/ncr_manual_2025.pdf">https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/pdf/ncr_manual_2025.pdf</a>	<a href="https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/hospital/pdf/2016manual.pdf">https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/hospital/pdf/2016manual.pdf</a>

院内がん登録標準様式

全国がん登録  
(26項目)

\*院内がん登録の収集項目に全国がん登録の項目が含まれる  
よって、院内がん登録の一部を全国がん登録に提出する

# 全国がん登録の目的

---

## 罹患率、生存率、受療状況を把握する

- 一定の対象集団において
- 一定の期間に
- 新たに診断された「がん」について
- 診断時の情報や
- その後の生死を
- 1件1件積み重ねて
- 罹患率、生存率などを測定する仕組み



# がん対策

疫学研究

モニタリング

がん検診の評価

治療の評価

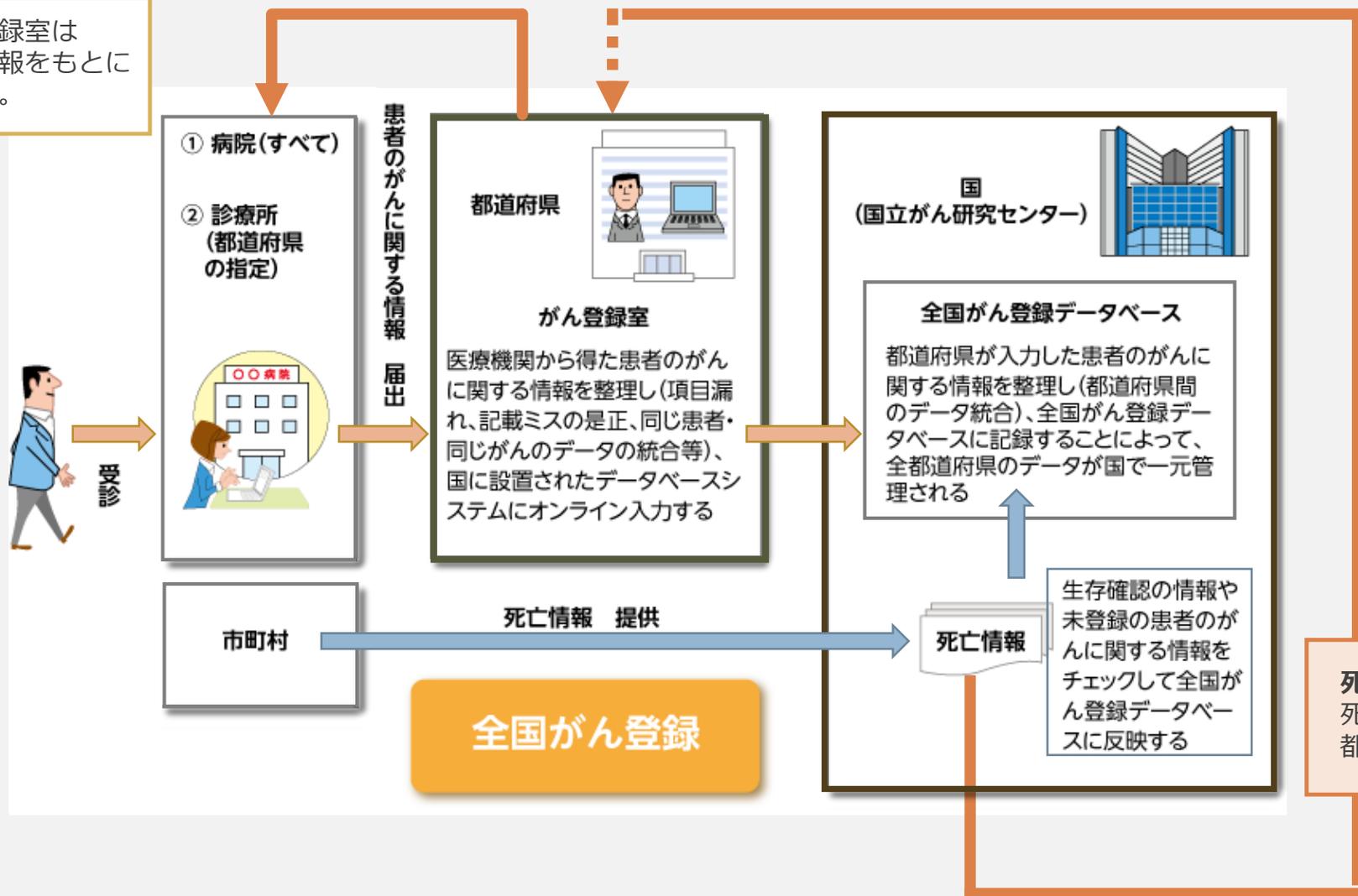
がん登録

質の良いデータでなければならない  
(信頼できる情報でなければならない)



# 方法

都道府県がん登録室は  
国からの死亡情報をもとに  
**遡り調査**を行う。



死亡情報のみで届出票がないものは、  
死亡診断書を発行した医療機関のある  
都道府県がん登録室に返す。



# 届出義務のある医療機関

---

全国がん登録の仕組みは、がん登録等の推進に関する法律(がん登録推進法)で定められており、**すべての病院および指定された診療所**には、原発性のがんについて初回の診断が行われたとき、栃木県知事に届け出ることが義務づけられています。

すべての病院、指定診療所には以下のお願いをしています。

1. 届出
2. 遡り調査
3. 安全管理



個人情報<sup>1</sup>の漏えい(外部へ流出する)、滅失(内容が失われる)、毀損(内容が意図せず変更される)の防止等のために行われる措置のことをいいます。

病院等における個人情報は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス(厚生労働省)」に基づいて、適切に取り扱うことが求められておりますが、がん情報については、別途、がん登録推進法において個人情報の保護について規定されています。

全国がん登録では、**患者の氏名、生年月日、住所に加え、病歴**という**非常に慎重に取り扱うべき情報**をやり取りするため、入念な安全管理措置が求められます。



# 全国がん登録等の事務に従事する職員の義務

## 秘密保持義務

病院等において、届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない（法28条7項）

→違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法55条）

## その他の義務

病院等における届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない（法29条7項）

- 罰則（法52条～60条）
- 刑法134条、保健師助産師看護師法、個人情報保護法その他、がん登録推進法の罰則が課せられる可能性

※個人情報保護関連法令より厳しい罰則が規定されている



### 基本的な安全管理対策

- ・ 組織的 → 組織体制の整備、マニュアルや様式の整備、事故時の対応等
- ・ 物理的 → 入退室管理、**盗難防止、機器・媒体の物理的保護**
- ・ 技術的 → 室員の識別認証、アクセス権限、ウイルス対策等
- ・ 人的 → **秘密保持義務**や罰則規定の教育・訓練等

### 作業内容から見た安全管理対策

- ・ 入退室管理
- ・ 取得
- ・ 入力
- ・ データ加工
- ・ 保管・消去・廃棄
- ・ システム管理
- ・ **都道府県がん登録室からの病院等又は市町村等への問合せ**
- ・ **外部からの問合せ**
- ・ 移送



- ① 担当者を決める。  
(業務分担している場合は、誰が何の役割なのかを明確にする。)
- ② ID/パスワードの盗難に注意し、ID/パスワードを記録しておく場合は、厳重に保管する。  
**※パソコン等にID/パスワードを貼らない**
- ③ 定期的にウイルスチェックする。
- ④ 個人情報保護のため、インターネットに接続した状態で届出票の作成はしない。  
その環境が確保できない場合は、作業する際にLANケーブルを抜く(又は無線LANを切る)  
**※ただし、VPNに接続した状態であれば、届出票(PDF)の入力作業をすることは問題ありません。**
- ⑤ 入力後の届出票はパソコン内に残さず外部メディアに保存し、鍵のかかるキャビネット等に保管する。  
提出する際は、がん登録オンラインシステムを利用して提出する。  
**※メール・FAX・普通郵便で届出情報を送付することは禁止。**
- ⑥ がん登録の個人情報に関する資料等は、机上に放置せず、鍵のかかるキャビネット等に保管し、施錠する。
- ⑦ 不要な情報はすぐにシュレッダ等で処理する。
- ⑧ がん登録の実務上知り得たことは**周囲に絶対に話さない。**



# 院内がん登録運用マニュアル

---

院内がん登録運用マニュアルより [https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr\\_info/learn/](https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/learn/)

## 8. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、院内がん登録指針において「院内がん情報は、厳格に保護されなければならない、実務者その他の関係者は、患者本人等に対するがんの告知の状況も踏まえ、その取扱いに関し十分に留意することとする。」とされており、さらに、都道府県がん情報である生存確認情報等を扱うことから、院内がん登録情報の慎重な取扱いが求められる。このため、各施設においては、「また、当該情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい」とされている。また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従うことに加えて、院内がん登録においては、コンピューター・ソフトウェア（いわゆる院内がん登録システム）が用いられることから、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した形での対応が必要である。



- 1) 院内がん登録情報のシステム運用責任者を定める。
- 2) 院内がん登録情報の担当者（システム管理者を含む）を限定する。
- 3) 院内がん登録システムへのアクセスは、個々の担当者ごとに認証情報を設定したうえで、アクセス制限、記録（ログ）、点検などの頻度・手順を運用管理規程で定める。
- 4) 院内がん登録システムからデータを抽出する場所は、原則として許可された者のみが入室可能な区域とし、一時的な来訪者については、日時・氏名・所属など入退の記録管理を行う。
- 5) 院内がん登録情報の管理を委託する時には、契約上、安全管理に関する条項を含める。
- 6) 院内がん登録情報の担当者は、個人情報保護に関する教育訓練を定期的に受ける。
- 7) 院内がん登録情報の 個票情報が含まれる情報機器は原則として 所定の位置より移動・持ち出しをさせないこととし、また移動・持ち出しについてはその手順や管理方法を運用管理規程で定める。
- 8) 運用管理規程については、院内がん登録情報を扱う機器に関しては、機器・装置・情報媒体等の盗難や紛失防止も含めた物理的な保護及び措置についても定め遵守する。



# 全国がん登録に関するQ&A

届出方法や届出対象症例について、患者さんへの対応についてなど、よくある質問が掲載されています。

がん情報サービス

検索

がん情報サービス>医療関係者向け>がん登録>病院・診療所向け情報